

平成21年3月31日

寒川町長 山上貞夫 様

寒川町特別職報酬等審議会  
会長 田中利次

寒川町特別職の職員給料及び議会議員の報酬額について（答申）

平成20年10月15日付寒総職第155号及び平成21年2月19日付寒総職第261号をもって当審議会に対し諮問された特別職の職員給料及び寒川町議会議員の報酬額について慎重審議の結果、次のとおりの結論に達しましたので答申いたします。

#### 1 特別職の職員給料並びに議会議員の報酬額

財政状況や類似団体等の均衡を図ることから、特別職の職員給料を引き下げる必要があるものと判断いたします。なお、引き下げ率については、議会議員の報酬額に見る比較値と同等程度が望ましいと考えます。

#### 2 審議の経過及び検討要旨

当審議会は、平成8年の改定以来据え置かれてきた特別職の職員給料並びに議会議員の報酬額について諮問が行われました。

審議にあたっては、平成20年10月15日、同年11月20日及び平成21年2月19日の計3回会議を開催し審議を行いました。

特別職の職員給料並びに議会議員の報酬額については、各々の役職への期待や責任の象徴として決定されてきているものと考えますが、その責任や期待に対する適正な額の客観的な根拠の明確化は困難なものであります。

そこで、厳しい財政状況、類似団体等との均衡などを踏まえ、町長から議員まで総合的な見地から判断する必要があるものと考え審議したところ、議会議員の報酬額の位置付けを基本とすると、特別職の職員給料の位置付けが若干高いものと判断いたしました。

この不均衡の是正にあたっては、昨今の厳しい経済状況から鑑みると、位置付けの低い議会議員の報酬額を上げることの方性については到底町民等の理解が得られないものと考えますので、他方の特別職の職員給料を下げることでより全体的なバランスを図ることが必要と考えるものです。

また、是正にあたり具体的な方向性としては4万7千人以上の人口を有する寒川町の県内における位置付けは、人口規模や標準財政規模等を比較しても県内市と遜色のないものであるため、今回の改定にあたっては特別職の職員給料と議会議員の報酬額の比較値を県内市の平均を用いて算出することが妥当と考えます。

よって、今回の改定は県内市及び類似団体等との均衡を図り、議会議員の報酬額の改定は行わず、町長及び副町長の引き下げ改定の必要があるとの結論に至りました。